

答 申 第 2 2 0 号

平成18年3月23日

千葉県知事 堂本 暁子 様

千葉県情報公開審査会

委員長 大田 洋介

異議申立てに対する決定について（答申）

平成17年8月18日付け市第599号による下記の諮問について、別紙のとおり答申  
します。

記

平成17年7月19日付けで異議申立人から提起された平成17年6月24日付け市  
第406号、平成17年6月30日付け市第434号、平成17年6月30日付け市第4  
35号、平成17年7月8日付け市第465号、及び平成17年7月4日付け市第447  
号で行った行政文書不開示決定に係る異議申立てに対する決定について

1 審査会の結論

千葉県知事（以下「実施機関」という。）の決定は妥当である。

2 異議申立人の主張要旨

(1) 異議申立ての趣旨

異議申立ての趣旨は、平成17年6月24日付け市第406号、平成17年6月30日付け市第434号及び市第435号、平成17年7月4日付け市第447号並びに平成17年7月8日付け市第465号で行った行政文書不開示決定（以下5件の決定を併せて「本件決定等」という。）の取消しを求めるというものである。

(2) 異議申立ての理由

異議申立ての理由は、おおむね次のとおりである。

ア 鋸南町一般会計に関する指導助言は市町村課の業務である。保険指導課の業務ではないことから何もしていないことはない。仮に、故意に何もしていないとすればそれは市町村課の重過失となる。

イ 鋸南町独自の通所介護事業を介護保険の通所介護事業と偽って介護報酬の不正受給をしている鋸南町を放置している県職員らに重過失があるのは、故意にしているから明らかとなる。重過失とならないよう県職員らは、何らかの対策をしているはずで、それが対象文書である。

3 実施機関の説明要旨

実施機関の説明は、おおむね次のとおりである。

(1) 事業をどう経理するかについては、それぞれの法令に基づくものであり、地方自治法（昭和22年法律第67号）は、それらの各種法令に対しては一般法の立場にある。地方自治法においては、「特別会計を設置することができる」とされているものであり、特定の事業について特別会計を設置する義務を課していない。通所介護事業については、特別法である介護保険法（平成9年法律第123号）に基づき実施されているものであり、市町村課としては、介護保険法は所掌していないことから、異議申立人が請求した書類を作成、取得する必要はない。

従って、これに係る文書は存在しない。

(2) 市町村課としては、介護保険法に基づき実施されている事業については所掌していないことから、請求に係る文書については、作成する義務規定はない。

従って、これに係る文書は存在しない。

4 審査会の判断

当審査会は、異議申立人の主張及び実施機関の説明をもとに審査した結果、以下のよう

(1) 本件請求等及び本件決定等について

異議申立人は、実施機関に対し、平成17年5月26日付けで「市町村課山崎（経）副課長が、通所介護事業者の鋸南町が違法に通所介護事業の会計処理を一般会計で処

理しているのを承知しながら放置してよい根拠についてわかる書類」の行政文書開示請求（以下「請求1」という。）、平成17年5月31日付けで「通所介護事業者の鋸南町の違法行為がいつまでなのかについてわかる書類」の行政文書開示請求（以下「請求2」という。）及び「市町村が保健福祉事業として施設の運営を行わない場合については、H11.7.27付厚生省からの事務連絡「いわゆる「公設民営」等の取扱いについて」で明らかなのに違う解釈ができることについてわかる書類」の行政文書開示請求（以下「請求3」という。）、平成17年6月8日付けで「別添のとおり介護保険の通所介護事業者の鋸南町が介護保険法41条1項、4項の違反をしているのに、違法が是正されなくてよい根拠についてわかる書類（別添として鋸南町長発の平成17年2月23日付け鋸保福第149号公文書不存在決定通知書写しを添付）」の行政文書開示請求（以下「請求4」という。）、平成17年6月3日付けで「通所介護事業者の鋸南町が会計処理を一般会計で処理しているのが違法でない根拠についてわかる書類」の行政文書開示請求（以下「請求5」といい、5件の請求を併せて「本件請求等」という。）を行った。

これに対し、実施機関は、請求1については市町村課副課長の職にある者の職務に関するものであること及び請求2から5までについては「(市分)」と表記されていることから、市町村課が保有する行政文書を対象とした請求であると解釈し、本件請求等に係る行政文書を調査したが、当該文書を保有していないため、本件決定等を行った。

#### (2) 本件請求等に係る行政文書の不存在について

実施機関は、市町村課には本件請求等に係る行政文書は存在しないと説明するので、以下検討する。

実施機関は、本件請求等に係る行政文書は、市町村課が所掌している事務上、作成又は取得する義務がないため、本件請求等に係る文書は存在しないと説明する。

そこで、千葉県組織規程（昭和32年千葉県規則第68号）を確認したところ、確かに、介護保険法の施行に関する事務は、保険指導課（医療整備課において所掌するものを除く。）及び医療整備課（介護老人保健施設に係るものに限る。）が所掌しており、市町村課が所掌する事務ではないことが認められる。

したがって、市町村課が介護保険法の施行に関する事務を所掌せず、本件請求等に係る行政文書を保有していないと説明し、また、同課が保有する行政文書の中に、本件請求等の趣旨を満たす文書の存在も確認できないとする実施機関の説明に不合理な点は見当たらず、本件請求等に係る行政文書は存在しないと判断する。

#### (3) 異議申立人の主張について

異議申立人の主張は、上記判断に直接関係するものではないことから、当審査会は判断しない

#### (4) 結論

以上のとおり、実施機関が行った本件決定等は妥当である。

### 5 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、別紙のとおりである。

別紙

審査会の処理経過

年 月 日	処 理 内 容
17. 8. 18	諮問書の受理
17. 9. 21	実施機関の理由説明書の受理
18. 2. 20	審議

(参考)

千葉県情報公開審査会第2部会

氏 名	職 業 等	備 考
岩 間 昭 道	千葉大学大学院専門法務研究科長	部会長職務代理者
大 田 洋 介	城西国際大学非常勤講師	部会長
佐 野 善 房	弁護士	
福 武 公 子	弁護士	

(五十音順：平成18年2月20日現在)